

令和 8 年度（債務負担）基幹系端末等リース 仕様書

1 概要

本仕様書は、基幹系端末機器のリース調達に関する仕様を定めたものとする。

2 賃貸借期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日（60 ヶ月）

3 期限

「令和 8 年度（債務負担）基幹系端末等リース」における調達品の納入期限は令和 8 年 9 月 30 日とし、機器搬入の日時については事前に本市と十分に協議すること。

4 納入及び業務箇所

納入及び業務場所	住所	納入機器及び数量
下田市役所	静岡県下田市河内 1 0 1 番地の 1	ノート PC 26 台

5 「令和 8 年度（債務負担）基幹系端末等リース」の仕様について

（1）ノートパソコン 26 台

項目	内容
メーカー	国内メーカー 同機種同バージョン製品で統一すること。 ショップブランド等は認めない。
OS	Windows 11 Pro (64bit)
CPU	インテル Core Ultra 5 以上
メモリ	16GB 以上
SSD	SSD 256GB 以上
LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T に対応する有線 LAN インターフェイスを有すること。
ワイヤレス	Wi-Fi 7 対応
インターフェイス	Type-C USB 10Gbps(USB3.2Gen2 x1)以上 Type-A USB 5Gbps(USB3.2Gen1 x4)以上、入出力共用：ヘッドフォン/ヘッドフォンマイク端子×1以上
モニター	15.6 インチ以上液晶 HD 解像度：1366 x 768 ドット以上 表示色：フルカラー（1,677 万色）
光学ドライブ	不問（セキュリティ対策として書込機能は有さないこと）
ウェブカメラ	不問
バッテリー	駆動時間約 6 時間以上（JEITA3.0 準拠） 着脱式バッテリーパック方式（本体搭載のバッテリーパック同等製品が個別で購入できること。）
マウス	光学センサー式マウス（USB 接続） パソコンと同一メーカーであり 5 年間の保守対応であること
キーボード	日本語キーボード、テンキー付
保証	メーカーによる 5 年間翌営業日出張修理を付けること。
本体外形寸法	約 369×254×25mm 以下とする。

その他	中古機器等は不可。 法人向けモデルであること。
-----	----------------------------

※上記以外の項目は不問とする。

※参考品番 NEC VersaPro V1T48/X-R タイプ VX

- (2) OSセットアップ用メディア (DVD 又は USB) 1 台
- (3) Microsoft Office Professional 2024 (LTSC 版) 26 台

※ソフトウェアについては使用のために必要な契約手続等を行うこと。

6 「令和8年度（債務負担）基幹系端末等リース」に関するその他条件

- (1) リース契約においては動産総合保険を含めること。
- (2) リース満了後は本市に無償譲渡を行うこと。

7 納品時の設定等について

(1) 調達するパソコンの設定について

- ア Windows の初期設定を行い、最新のセキュリティパッチを適用すること。
- イ 本市担当の指示によりコンピュータ名の設定、IP アドレスの設定、ドメイン参加等、本市のネットワークに必要な設定を行うこと。
- ウ OS 及び Microsoft Office はインストール、アクティベーション等を完了し、利用できる状態にしておくこと。
- エ 本市の指示により、本市でライセンスを有するウイルスソフト、クライアント管理ソフトのインストールを行うこと。
- オ 本市の指示により、プリンタドライバー等のインストールを行い、印刷できる状態にあることの確認までを行うこと（ドライバーの用意については本市担当と別途相談すること。）。
- カ その他、次のソフトのインストールを行うこと（インストール用ソフトの用意については本市担当と別途相談すること。）。
 - ・7-zip（最新版）
 - ・Adobe Reader（最新版）
- キ メーカー製パソコンにおいて、プリインストールされているアプリケーションで業務上不要と判断できるものはアンインストールした状態にすること。
- ク 調達したパソコンに、本市が指定したパソコン名、リース開始年度、リース期間等が分かる物品シールを貼付すること。
- ケ 機器については梱包から取り出し利用できる状態までの設置等を行うこと。不要となったダンボール等は持ち帰ること。
- コ マスタ機ノート PC 2 台を事前に提出し当市の環境でテストを実施する。テスト期間は概ね 1 週間とし、テスト終了後に引き取りし残りのパソコンへクローニングを行うこと。
- サ その他、セットアップ及びクローニングに必要なライセンス等を用意し、構築を行うこと。

(2) 既存パソコンの対応について

- 既存品の撤去・処分を行うこと。
- ※既存品については、適用を受ける関係法令等を順守し、適正に運搬及び処分すること。
- ※既存品撤去パソコン全ての内蔵ストレージを粉砕処理してデータを残さな

い（写真及び作業報告書にて提出する）こと。
※本市が指定する保管場所にて粉碎処理作業は可能とする。

8 支払方法

「令和8年度（債務負担）基幹系端末等リース」によるリース料金の支払いは月払（60回翌月払い）とし、本市が請求書を受領した日から30日以内に支払う。

9 機密の保持等

受注者は、本業務において知り得た事実について、いかなる場合においても第3者に漏らしてはならない。

10 提出物について

納品に当たっては、次の文書を提出すること。

- ・納入機器一覧表（型番、製造番号、設定情報等を含む。）
- ・納入写真
- ・PC設定情報（Configシート）
- ・作業スケジュール表／作業報告書

11 その他

- （1）納入及び委託業務の履行等に際しては諸法令を遵守し、諸手続は受注者が責任をもって代行すること。
- （2）本仕様書に記載のない事項はその都度協議を行い、対応すること。
- （3）本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は協議を行い、対応すること。